



WHOISの情報登録ルール 変更について

WHOIS 検討ワーキンググループ

サトウスム

WHOIS検討WGについて

2005年7月 JPOPM8にて、WHOISの個人情報保護法
対応と今後の課題について発表

課題への対応についてWGを設立することに

- 2005年11月 WGメンバー募集
 - MLにて検討開始
- 2005年12月 JPOPM9にて報告
- 2006年 6月 オフラインミーティング
 - 提案内容検討

菅沼さん (電算)	早間さん (ソフトウェアリサーチ)
塚本さん (UCOM)	藤崎さん (NTT / ポリシーWG)
津田さん (IMS.JP)	宮本さん
仲西さん (三井情報開発)	森さん (住商情報システム)
根津さん (NTTデータ先端技術)	山本さん (中部テレコミュニケーション)
根本さん (NEC)	渡辺さん (NEC)
サトウススム (JPNIC)	佐藤香奈枝 (JPNIC)

問題点・検討点整理

- 個人ユーザ割り当て場合のプライバシー保護
- 担当者(個人)のプライバシー保護
- 登録情報(メールアドレス)に対するSPAM

個人ユーザ割り当てのプライバシー 5

保護に関する問題点

- /30より大きいサイズの割り当ての場合ネットワーク情報の[組織名]にユーザの個人名が登録される可能性がある
 - /30以下の割り当ての場合は指定事業者のインフラとして登録可能
- ユーザがWhoisでの公開を拒否した場合どのように記述するかの明確なルールが存在しない

<現状>

- ✓[組織名]欄の記述説明は、必須項目でありながら、「ネットワークを運用する会社、組織、などの名称を記入してください。」という説明のみ
- ✓一部のISPでは、サービス名称を入れることで運用を行い、ユーザの要望に対応（非公開情報に関しては割り当て先固有の情報を登録してもらっている）

個人ユーザ割り当てのプライバシー 6

保護に関する対策案

- 「個人ユーザ等への割り当ての場合は、ユーザの氏名またはISPのサービス名称を記入することができます。」というような個人ユーザ割り当ての場合の登録方法について明記する。(IPv4、IPv6両方の登録情報に適用)

<メリット>

- ✓登録者・指定事業者にとって個人名が公開されることを避けられる
- ✓その場合の記入措置についても明確になり、指定事業者毎の対応のバラつきがなくなる。

<デメリット>

- ✓ユーザ割り当てとインフラ割り当ての区別がしにくい
しかし、WHOIS利用者にとってはユーザ/インフラの区別はあまり重要ではないと思われる

担当者（個人）のプライバシー保護 7 に関する問題点

- 担当者情報で個人の氏名と連絡先が公開
- 技術連絡担当者は電話、FAX番号も公開
 - 連絡先情報として電話、FAXも必要かという点も
- 公開された情報の利用について、実効的な制限を掛けることができない

< 現状 >

- ✓ Whoisの登録に際しては、指定事業者を通じて登録者本人へ公開されることへの確認をしてもらっている
- ✓ 目的外利用を制限する規則を定めている
- ✓ 担当グループ情報を設け、個人名義ではなく所属組織や部署などを連絡先情報として登録可能

担当者（個人）のプライバシー保護 8 に関する対策案(1)

- 組織の場合は担当グループ情報の利用を促進
 - 担当者情報はJPRSと共同利用しているため、柔軟な対応が可能な担当グループ情報の利用を促す
 - ただし、強制的な移行はせずにドメイン名とIPアドレスの管理を同じハンドルで行う場合は従来どおりとする

< 担当グループ情報の利用状況 >

IPv4アドレスのネットワーク情報の数	: 351,126件
そのうち、管理者連絡窓口に 担当者情報が登録されている数	: 334,128件(95.2%)
担当グループ情報が登録されている数	: 16,998件(4.8%)



担当者（個人）のプライバシー保護⁹ に関する対策案(2)

- 担当グループ情報も[グループ名]に担当者名を登録可能とし、個人ユーザなどの場合は、組織名の入力を任意とする（現在は必須項目）

Group Contact Information: [担当グループ情報]	
[グループハンドル]	JP00000038
[グループ名]	技術部運用担当 ← 個人名でもOKとする
[Group Name]	Engineering Group
[電子メール]	system@nic.ad.jp
[組織名]	社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター ← 登録任意とする
[Organization]	Japan Network Information Center
[部署]	技術部 ←
[Division]	Engineering Group
[電話番号]	03-5297-2311
[FAX番号]	03-5297-2312
[最終更新]	2005/05/15 16:56:03(JST)
	yamasaki@nic.ad.jp

担当者（個人）のプライバシー保護 10 に関する対策案(3)

➤ 担当グループ情報の[電子メール]、[電話番号]、
[FAX番号]のいずれか2つの入力があれば可
とする

– 管理者連絡窓口の場合、電子メールの登録がない場合は、他の登録されている情報を公開

Group Contact Information: [担当グループ情報]	
[グループハンドル]	JP00000038
[グループ名]	技術部運用担当
[Group Name]	Engineering Group
[電子メール]	system@nic.ad.jp
[組織名]	社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター
[Organization]	Japan Network Information Center
[部署]	技術部
[Division]	Engineering Group
[電話番号]	03-5297-2311
[FAX番号]	03-5297-2312
[最終更新]	2005/05/15 16:56:03(JST)
	yamasaki@nic.ad.jp

いずれか二つを登録

**SPAM対策
としても有効**

但し、資源管理責任者、特殊用途用PI・歴史的PI・AS番号の割り当て先担当者など、JPNICが直接リソースを割り当てている先の担当者は、これまでのように電子メールで連絡が取れないと支障があるため、従来通り電子メールアドレスと電話番号を必須とする。

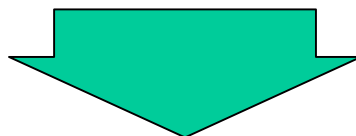
連絡先情報が削減される ことへの対策

- 指定事業者間連絡用の窓口を設け、指定事業者間相互に参照できるようにする
 - WHOISの登録情報とは別に、レジストリシステムに指定事業者間で連絡する場合の連絡先を設け、相互に検索、参照可能にする
 - これにより、インフラ扱いとなっているアドレスに対する問い合わせ等に対して指定事業者間で連絡調整を行うことが可能となる

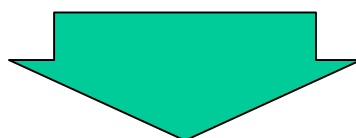
一般WHOIS利用者	割り振り情報から指定事業者に連絡
指定事業者	レジストリシステムの指定事業者連絡先を利用して連絡

JP NIC 登録情報（メールアドレス）に対するSPAM対策について 12

- ICANN、RIRにおいても問題意識はある
- しかし、具体的なソリューションについてまで議論は至っていない



- 各レジストリと足並みを揃え、統一的な対策を採ることが望ましい



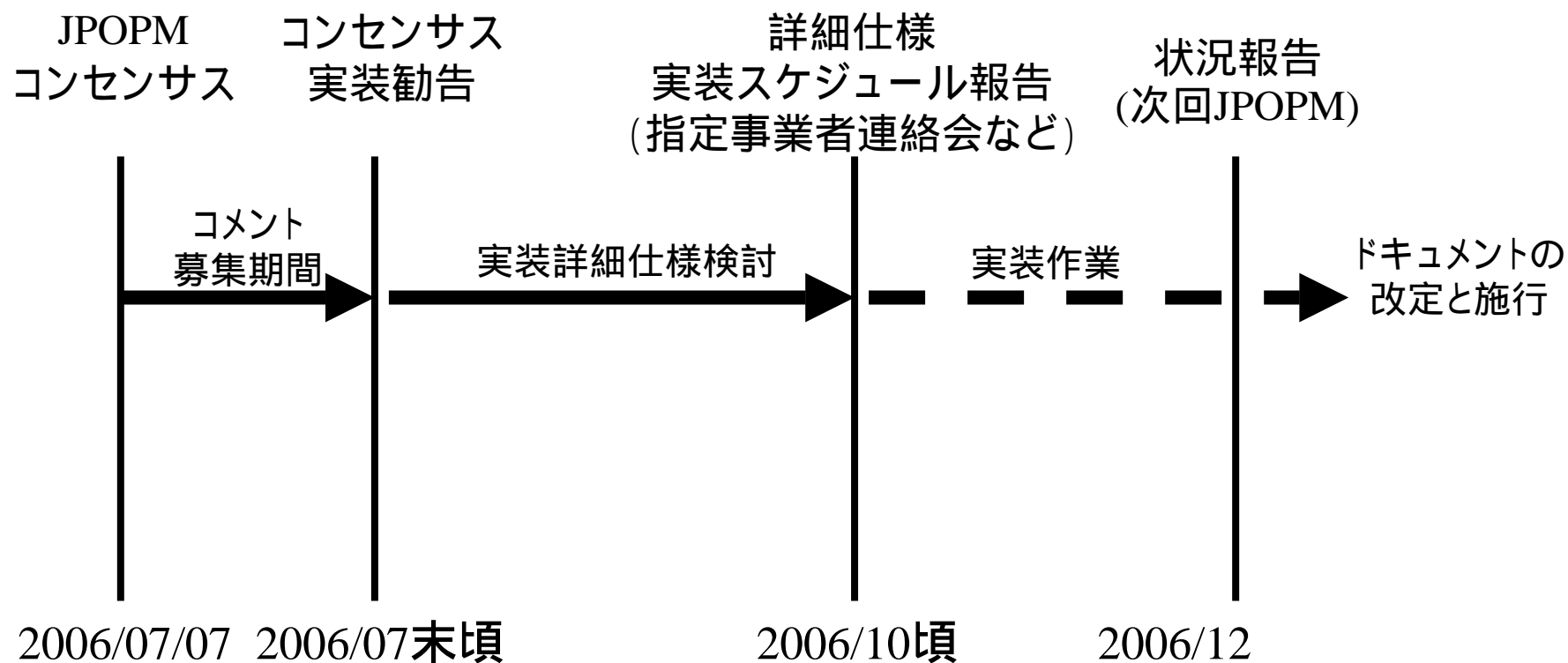
- 現時点での対応は保留
- 今後の議論の進み具合をウォッチし、適切に対応できるようにする

提案内容のまとめ

1. 個人ユーザ等への割り当ての場合、ネットワーク情報[組織名]にISPのサービス名等を記入可能とする
 1. 個人ユーザの判断は指定事業者が行う
2. 担当グループ情報の[グループ名]を個人名でも可とし、[組織名]の登録を任意とする
 1. これも判断は指定事業者が行う
3. 担当グループ情報の[電子メール]、[電話番号]、[FAX番号]のうち必須項目なくし、いずれか二つが登録されれば可とする
 1. 但し、指定事業者管理のPAのみ
4. 指定事業者間のみで参照可能な連絡先情報をレジストリシステムに設ける

提案の実装について

- コンセンサス確定後、システム変更の詳細仕様を確定し、実装作業を進める



その他今後取り組んでいくこと

- ▶ **担当グループ情報の利用を積極的に促す**
 - 指定事業者に対して利用促進を働きかけるとともに、担当グループ情報の存在の認知、メリットを高めしていくようにする
- ▶ **割り振り情報の[Abuse] 項目の登録を促進する**
 - 過去に割り振りを受けたアドレスブロックで、[Abuse] が空欄となっているものに対し、登録してもらうよう指定事業者へ依頼する

